

# 地域学校協働活動推進委員会設置要綱

## (設置)

第1条 「地域学校協働活動」の円滑な運営を図るため、県教育委員会に「地域学校協働活動推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 「地域学校協働活動」等の推進に係る指導・助言に関すること
- 二 学校と家庭・地域社会との連携・協働の在り方に関すること

## (組織)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 保護者・地域住民の代表者
  - 二 民間団体等の代表者
  - 三 学識経験者
  - 四 市町村教育委員会の代表者
  - 五 小・中学校長の代表者
  - 六 関係行政機関の職員
  - 七 教育局関係課所の職員
- 2 前項第一号から第五号までに掲げる代表者は、別表1に掲げる者とし、埼玉県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が委嘱する。
- 3 第1項第六号及び第七号の職員は、別表2に掲げる者をもって充てる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、当該年度における最初の推進委員会の開催日から翌年の3月31日とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、生涯学習推進課を担当する教育局市町村支援部副部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

## (会議)

第6条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、県教育長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員がやむを得ず出席できない場合は、所属の団体または課所からの代理人の出席を認めることとする。
- 4 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

## (関係者の出席)

第7条 推進委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

## (担当者会議)

第8条 県教育委員会に設置する推進委員会のもと、教育事務所ごとに「地域学校協働活動担当者会議」（以下「担当者会議」という。）を設置する。

- 2 担当者会議の所掌事務、組織等については、別に定めるものとする。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、教育局市町村支援部生涯学習推進課において処理する。

2 推進委員会及び担当者会議の連携と所掌事務の円滑な遂行のため、別表3のとおり幹事を置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附 則

この要綱は平成23年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。